

# 消費税軽減税率制度説明会

平成31年(2019年)10月から

軽減税率制度は、すべての事業者の方に関係があることをご存知ですか？

- ① 取扱商品が軽減税率8%か、標準税率10%かを判断
- ② 軽減税率対象品目が売上げや仕入れ（経費）にある場合は、税率ごとの区分経理への対応
- ③ 複数税率に対応したレジやシステムの改修等

など、軽減税率制度の実施までに準備を行っていただく必要があります。

このため、軽減税率制度や事業者支援措置の理解を深め、準備を進めていただくために、次表の日程により軽減税率制度の説明会を開催しますので、是非ご参加（無料）ください。

開催日	開催時間	定員	開催場所	開催場所所在地
平成31年3月19日(火)	13:30~14:30 (60分)	80名	新居浜商工会議所 3階研修室	新居浜市一宮町2丁目4-8
平成31年3月20日(水)	13:30~14:30 (60分)	80名	新居浜商工会議所 3階研修室	新居浜市一宮町2丁目4-8

※会場の駐車場台数に限りがあるため、駐車できない場合がありますので予めご了承ください

説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

## お問合せ先

〒792-0025  
新居浜市一宮町1丁目5番4号  
新居浜税務署 個人課税第1部門  
連絡先 0897-33-4147 (ダイヤルイン)

事業者のみなさん  
軽減税率制度の実施までに  
準備が必要なのをご存知ですか？

